

平成13年8月15日
上牧町議会議員
堀内英樹

高浜市「住民投票条例」をめぐって

(1) 堀内英樹が高浜市で感じたこと

8月7日(火)に、上牧町議会委員会研修(総務・産業建設合同)として愛知県高浜市を訪問し、「住民投票条例」について、担当の総務部庶務課長や条例案作成者から説明を受けた。

賛否を問うテーマを決めない常設型の住民投票条例は、全国から注目されている。その背景については、雑誌に掲載された森市長のインタビューも参考になるので、あわせて紹介したい。

研修を通じて感じたことは、森市長のリーダーシップのもとで“住民自治”をいかに実現させ、市民生活にきめ細かく結びつけてゆくか、随所に見受けられたことである。パブリックコメント(行政などが規制の設定や改廃をするにあたって原案を公表し、住民の意見を求めてそれを参考に決定する制度)を重視してきたこと。「市民と行政によるまちづくり懇談会」を毎年、小学校区(5カ所)ごとに実施してきたこと。総合計画や介護保険事業計画の策定に住民参加を求めてきたこと、等々である。

こうした試みは、これも全国的に注目された「高齢者福祉総合条例」として見事に結実している。住民は、月額3,423円と高額の高額65歳以上介護保険料と、高度の福祉サービスをセットにして選択している。研修に先駆けて、「ものづくり工房」を見学した。市が瓦工場跡の倉庫を借り受けて、市民ボランティアが福祉器具を手作りし、生きがい対策にも生かしている。障害者福祉計画も168名の市民(ヒロバと語呂合わせ)によるワークショップでの作成など、枚挙に暇がない。

「住民投票条例」も森市長がすすめる一連の“住民自治”探求の一つであり、他の施策と切り離しては考えられない。担当課長が市長のスローガンを「住民が主導で行政は黒子、ナンバーワンでなくオンリーワンを目指せ」だと説明したことは、この辺の事情を雄弁に物語っている。

これからも注目したい自治体である。住民自治の優れた教科書として、高浜市にはまた出かけたと思う。

(2) 高浜市「住民投票条例」の説明・資料から — 高浜市総務部庶務課 —

常設型の住民投票制度を創設する「高浜市住民投票条例」は、昨年12月20日、高浜市議会本会議において全会一致で可決され、成立した。本稿では、まず、この条例の制定の背景や経緯を記述するとともに、条例中の条文の主な部分を解説することとしたい。なお、本稿中意見にわたる部分は、執筆担当者の私見が含まれていることを御承知おき願いたい。

1) 制定の背景と経緯

1. 地方分権と住民自治

地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、国・地方自治体相互間の関係の見直しが図られるなど、地方分権の流れが大きく加速している。

この地方分権の流れは、言うまでもなく、少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応して、住民に最も身近な地方自治体が、画一的・硬直的な基準ではなく、住民のための行政

を地域の実情に応じて自己決定し、柔軟に実施していくことが要請されていることを意味している。

さらには、このような決定権限の充実と表裏一体のものとして、当然のことながら、地方分権には、地方自治体や住民の側においても、自己の責任が更に伴ってくるということも、改めて強く認識する必要がある。これらのことから、地方自治体としては、情報公開を進めながら、住民のニーズや意見を十分に把握し、住民の参画を得た上で、その施策を適切に実施していくという「住民自治」を展開することが、21世紀という時代に求められていると言える。

2. 「住民自治」に関するこれまでの取組み

当市においては、これまでも、様々な手段や手続により、施策に関して住民の声を的確に反映していくための取組みを実施してきた。

まず、都市計画審議会、介護保険審議会など各種の審議会においては、一般公募による市民委員の御参加をいただき、貴重な御意見をいただいております。また、地区に広聴活動の一環として実施する「市民と行政によるまちづくり懇談会」においても、市の施策に対する説明を行うとともに、御意見、御要望の聴取などを実施してきている。

さらに、最近では、各種の行政計画の策定に際して、素案段階から住民にお示しし、自由に意見を提出していただき、その意見を計画に反映させ、もし反映できない場合は、その理由等を公表していくという手法、いわゆるパブリックコメントを実施しており、これまで、総合計画や介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に際して、この方式により、多くの市民から幅広い御意見をいただき、これらの意見をそれぞれの計画に反映してきたところである。

このような取組みは、個々の市民の多様な意見や高い識見を行政に採り込むことができるという点において、非常に有効な手段の一つであり、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。しかしながら、その一方で、このような取組みの性質からも、把握することができた意見については、例えば審議会の委員、懇談会の出席者、意見の提出者といった一部の方からのものに限られかねないという制約も内在することが否定できない。特に、市政の根幹となるべき重要事項に関する決定に際しては、市民の意見を「総意」として把握することが必要であるが、これらの取組みだけでは、この「総意」の把握が十分にはできないこともありうるということを考慮しなければならない。

3. 住民投票条例案の立案の経緯

このような事情や地方分権一括法の施行を受け、平成12年の初夏に、市長から担当(総務部庶務課)に対して、住民投票制度について検討するよう指示があった。これを受けて、同課内に数人のメンバーによる専従チームを編成し、先に住民投票制度を設けた自治体の例の調査・研究や、地方自治法、公職選挙法をはじめとする関係法規・制度との整理や整合、関係方面との調整などを行った。その結果、11月に成案が得られたため、条例案を平成12年の12月議会に上程することとしたものである。

4. 議会との関係

地方自治体においては、首長、議会という二代表制が採用されており、特に議会については、市民各層の代表者から構成され、市政に関する市民の多様な意見の的確な反映という役割を担っている。特に、市民の価値観が多様化する中で、市民各層の代表として、市の政策決定に関して議論し、合意点を模索していく議会の役割は、今後とも一層重要なものとなっていくものと考えられる。

これらのことから、住民投票制度そのものが、「議会の役割を軽視し、あるいは、その権能を

否定するものだ」という意見も一般的に根強く、この理由により住民投票のための条例案が否決された自治体も少なくないと承知している。しかし、その一方で、個々の具体的な課題や論点については、その事案の内容によっては、議会といえども必ずしも市民の総意を十分に把握し、反映できないこともあるという指摘もある。このような問題に関して、当市の条例案が議会で審議された際、総務部長は以下のように答弁している。

『……今後、地方自治体が直面する課題には、地方自治の本旨からも、市民の総意を把握することが緊要である特に重要な事案も含まれるものと考えられ、住民投票制度は、「議会の役割を軽視するもの」というよりむしろ、住民の総意の把握を通じて、議会などによる多元的な民主主義体制を補完・補強するという効果があり、「住民による自治」という地方自治の基本理念を達成する上で、必要不可欠なものであると考えております……。』

5. 常設型とした背景

当市の住民投票条例は、新聞などにおいて「常設型、議会の議決なしで投票を実施できる全国初の条例」として多数報道されたように、市政運営上の重要事項について、有権者の3分の1以上の発案、市議会の議決又は市長の発議があれば、除外事項に該当しない限り、住民投票を実施することとしている。

これは、常設型の住民投票制度を設けておくことにより、社会の急速な変化により生じた事案について、柔軟かつ速やかに対応することを可能ならしめるものであり、また、市民、議会又は市長において、それぞれが住民投票を請求又は発議できる権限を付与することにより、それぞれの立場や考え方を最大限尊重していこうとする考え方によるものである。

6. 議会での審議

以上述べてきたような経緯を経て、「高浜市住民投票条例案」は、12月4日に市長提案で議会に上程され、同月11日の総括質疑を経て、同月13日の総務市民委員会において審議された。これらの審議の過程においては、条例制定の背景、議会との関係、発議の要件、結果の尊重義務などといった、条例案全般にわたって、数多くの活発な質疑がなされ、これを受けて、同月20日の本会議において、条例案を全会一致で可決するという結果となった。

7. 今後について

この条例は、周知、準備などに必要な期間を考慮し、平成13年4月1日に施行されることとなっている。現時点においては、住民投票が実施されるような具体的な事案は存在していないものと承知しているが、現在のように急速に変化する社会情勢においては、今後、対象となる事案が生じてくることも十分にありうるものと考えている。

特に、この条例の目的である市政運営上の重要事項について市民の総意を把握し、これを市政へ反映させることで、市民と行政が一体となって共に考え、共に行動し、共に責任を負うという協働のまちづくりを実現するため、一定の要件の下、市民、議会及び市長それぞれが請求又は発議できることとしており、必要な事案が生じた際には、この条例に基づく住民投票制度が適切に活用され、その結果に応じて市民の総意が市政への確に反映されることを期待するものである。

2) 条例の解説

1. 目的（第1条）

この条例の制定の目的は、条例の第1条にあるとおり、市における特に重要な政策決定に住民の

意思を直接反映させる制度を確立し、これにより、首長、議会といった現行の二元的代表制を補完するとともに、市民と行政による協働のまちづくりを実現することにより、地方自治法の本旨である「住民自治」を具現していこうとするものである。

2. 市政運営上の重要事案（第2条）

条例による住民投票の対象については、市の行う事務であり、市民に直接その賛否を問う必要があるもので、かつ、市及び市民全体に直接の利害関係を有する「市政運営上の重要事項」としている。また、その事案の性質上、地方自治法等において既に住民投票の制度が確立されているもの、住民の「総意」を把握するための住民投票に馴染まない、又は適切でないものについては、ネガティブ・リスト方式により、この条例による住民投票の実施対象から除外している。

3. 住民投票の請求又は発議（第3条・第4条関係）

住民投票の請求又は発議については第3条に規定しており、地方自治法の直接請求の方法に準じて有権者の3分の1以上の者の連署により請求があった事案（市民請求） 議会の議決があった事案（議会請求）、市長が発議した事案（市長発議）について、住民投票が実施されることとなる。

それぞれの要件については、地方自治法の規定による首長などの解職請求の要件などに基づき、「市政運営上の重要事項」について住民投票を実施するという「重み」やこれに要するコスト（投票事務の実施に際して市の会計から支出される費用だけでなく、投票運動の展開に要する住民のエネルギーや有権者が投票所に足を運び、投票するのに必要な労力などを含む。）などを踏まえて、設定することとしたものである。また、市民請求や議会請求があった場合には、2.の除外事項に該当する場合を除いて、住民投票を実施することを市長に義務付けており、実施するかどうかについて、恣意的な判断が入り込む余地のないよう規定している。

なお、市民請求のうち条例の制定改廃に係るものについては、署名活動に係る請求者の労力や住民投票に係るコストなどを勘案して、まず、地方自治法上の直接請求を前置することとし、その結果を踏まえて、住民投票の請求を行うべきことを規定している。

4. 住民投票の執行（第6条・第7条関係）

住民投票は、市政運営上の重要事項について市民の総意を把握するために実施するものであり、その性質から鑑みても、これを執行する事務については、現在の地方自治制度においては、他の執行機関でなく、市長の事務として位置付けることが適当であると考えられる。

しかしながら、住民投票自体の手續は選挙に準じて行うこととしており（第17条）、そのための事務上のノウハウなどは、選挙管理委員会が有していること、市長も発議権を有していることから、住民投票の投票事務については、客観性・透明性を確保する必要からも、市長やその附属機関よりもむしろ、他の執行機関に投票事務の執行管理を委ねることが適当であると考えられたことから、地方自治法第180条の2の規定により、選挙管理委員会に委任することとしたものである。

5. 投票資格者（第8条関係）

住民投票の投票資格者については、議員及び市長の選挙の有権者と同一とすることとし、「公職選挙法第9条第2項に規定する高浜市の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と規定している。

なお、投票資格者について「満18歳以上の者や永住外国人」にも拡大すべきという議論もあることは承知しているが、これらの永住外国人等に対する参政権の付与については、国会において

も継続審議中であるように、賛成・反対の立場からの様々な議論があること、市民請求の要件や署名に係る証明手続等の規定を地方自治法上の直接請求の規定に準じたこと、永住外国人等に係る失権者の確認手段がないこと、本市における現行の住民基本台帳システムでは3か月要件を満たす外国人等に係る投票資格者名簿の調製が困難であること等々の理由により、現時点としては、議員及び長の選挙権を有する者と位置付けることとしたものである。

6. 投票期目(第9条関係)

投票期日については、市長から選挙管理委員会に対して、住民投票の実施に係る通知があった日から、原則60日経過後の最初の日曜日とし、前後15日以内に他の選挙がある場合には、これと同日とすることができることとしている。

これは、投票期日については、その恣意的な早期化、延期などできないように明確にルール化しておく必要があること、投票の実施は、請求又は発議があった趣旨からも、できる限り早い日がよいこと、その反面として、投開票の準備や情報提供に時間を要すること、住民投票期日の近くに他の選挙がある場合には、同日に実施する方が費用面でも効率化が図られ、さらには投票率の向上の観点からも望ましいと考えられること、投票(選挙)権については3か月の住所要件を課しており、住民の真の総意を把握するという住民投票の適正な執行の観点からも、この3か月を超えない日を投票日とし、特定の住民投票の投票資格者となることのみを目的とする転入を防ぐ必要があること(このことにより、ある住民投票の実施が確定した後の転入者は、当該住民投票の投票資格者とならないこととなる。)、などの理由によるものである。

7. 情報の提供(第12条関係)

住民投票を実施する際において、市民の真の総意が反映されるためには、有権者それぞれが十分な情報を持った上で判断し、賛否のいずれかに投票を行うことが重要である。住民側にも、当然のことながらこの情報収集に努力を払うことが必要であるが、有権者が必要最小限の情報を持つ、あるいは持ちうることに對して、市としても、一定の措置を講じ、これを担保しなければならないものと考えられる。第12条においては、必要な情報提供(公報の発行など)情報公開(関係文書の閲覧など)を実施するとともに、必要に応じて、公開討論会やシンポジウムを行うことを規定している。

8. 投票運動(第13条)

住民投票に係る投票運動については、自由闊達な議論などにより市民の間での気運が盛り上がるのが重要であり、その意味からも、投票運動については、市民の良識に委ねることとし、第13条第1項において原則「自由」とすることを規定するものである。しかしながら、他の選挙と同日に実施される場合は、当該選挙と混同されて、当該選挙に影響を与える運動が実施されることのないように、同項ただし書で必要な規定を置いている。また、投票運動は、市民の良識に委ねるものの、買収、脅迫等公序良俗に反する投票運動については、当然のことながら、これを禁止する必要がある、同条第2項において訓示的規定を入念的に置いているものである。

9. 住民投票の成立(第14条)

住民投票の目的は、市民の総意を把握することであり、少なくとも布権者総数の過半数の意思表示がなければ、住民の総意が現れたものとしてその結果を捉えることができないという考え方から、第14条に成立要件などを規定し、また、成立しない場合は、住民の総意が現れないものと

して、開票などをしないこととしている。

10. 投票結果の尊重(第16条)

住民投票の結果は、市民の総意が現れたものとして、当然のことながら重く厳粛に受け止めなければならない。市長、議会及び市民それぞれについて、尊重義務を置いているものである。

この尊重義務は、それぞれの言動を完全に拘束するものではないものの、この結果を市長、議会及び市民それぞれの立場で判断し、それぞれの責任(特に市長、議会は政治的責任となる。)において、行動をとるべきものであるものと考えられる。

11. 請求制限期間(第17条)

住民投票が実施され、結果が確定した事案については、それ以降は、まず、それぞれの主体が当該結果を尊重し、それぞれの責任の下で行動をとっていくべきものであり、投票実施に係るコスト面からも、それぞれの主体による「蒸し返し」を防ぐ意味からも、同一事案については、結果確定後の一定期間、請求又は発議を制限する必要がある。第17条は、この期間を、議員や首長の任期(4年)、地方自治法の直接請求制限期間(1年)などを勘案し、2年と設定するものである。

12. 選挙準拠(第18条)

住民投票については、事務の内容が選挙と類似しており、選挙管理委員会が執行管理を受任し、事務を行うことから、投票時間、開票手続その他については、選挙と同様に実施することにより、住民投票の透明性や公正性の確保を図るとともに、手続的に選挙と同様であることにより、住民にとっても、理解し、馴染みやすい方式で執行することができるものと考えている。

(3) 森 貞述・高浜市長のインタビュー —「地方分権」13年3月号より—

「住民投票制度が地方自治のセーフティネットの役割を果たす」

愛知県高浜市は、介護保険制度ではいち早く介護予防や利用者の権利擁護まで含めた総合条例を制定し、質の高い福祉サービスを提供する自治体として全国に知られる存在だ。人口約3万9000人、市の面積は13km²と狭く、家並みが連担する。市長選も連続無投票という保守的な土地柄だが、その高浜市が常設型の住民投票条例を制定した理由を、森貞述市長に聞いた。

全国でも初めてという常設型住民投票はなぜ必要だったのか？

各地の住民投票への動きは、住民と議会・理事者側の考えが乖離したことが原因だ。たとえば神戸市の空港建設反対の住民投票署名は、市長選挙での市長の得票数より多かった。そうなる住民の意思はどのように反映できるのか。分権の時代を担うのは地域住民。本来は間接民主制の中で担うわけだが、分権型社会はある面では住民の意思決定がモノをいう住民自治の時代だ。住民の意思と行政の意思決定との間の乖離が大きくなれば、間接民主制度を補完する住民投票が必要になる。それが住民と議会と首長に良い意味での緊張関係を構築し、住民にとっても、首長や議会にとってもセーフティネットの役割を果たすと考えた。

市の権限に属さない事項を除外し、首長にも発議権を認めているが、何か想定する課題はあるのか？

いま課題はないが、いつ何が起こるかわからない。地域以外の勢力に左右されないで、住民が「自分たちのことは自分たちで決めるんだ」という大原則、これを何とか担保したい。合併の問題は議会答弁でも一貫して「住民の総意」で決まると言ってきた。理事者側から合併を言い出すことは考えてない。そういう意味ではアナウンスメントになる。

条例は直接請求の要件を「リコールと同じ3分の1、投票率50%以上ないと無効」と規定していますが？

有権者数がだいたい12万9000。その3分の1で9700近い。面積13kmで、家屋が連担し市域はコンパクト。ハードルが高いように見えるかもしれないが、議会の議決を経なくてもよく、やり方によってはそれなりのことが出来るバックグラウンドだと思う。

議会での反対議論は？

住民投票に対しては、当初理事者・議会側含めてアレルギーがあった。直接請求の署名要件を5分の1としている政党や議決を得ない点など議会の権能にかかわることで議論はあったが、最終的には全会一致で可決した。介護保険制度など、ここ3、4年の間に積み上げてきた施策を通じて、住民が行政に関心を持ち、自分たちはこうしたいという意見を持つ。そういう土壤ができてきたことも大きい。

森 貞述（もりさだのり）

1942年愛知県高浜市生まれ。慶応大学商学部卒業後、愛知県食品工業試験所で醸造学を学ぶ。70年から家業の醤油醸造に従事。87年、高浜市議当選、89年、市長に就任し、現在3期目。97年9月から自治体首長で組織する自治体ユニットの代表幹事を務める。

（4）高浜市住民投票条例

平成12年12月20日市議会定例会可決、平成13年4月1日施行

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接の賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- （1）市の権限に属さない事項
- （2）議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- （3）もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- （4）市の組織、人事及び財務に関する事項
- （5）前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

（住民投票の請求及び発議）

第3条 高浜市の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項から第7項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例)

第4条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(住民投票の形式)

第5条 第3条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第7条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第8条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法第9条第2項に規定する高浜市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たっては、投票資格者について投票資格者名簿を調製しなければならない。

(住民投票の期日)

第9条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第5項の規定による通知があった日から起算して60日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該指定日の前後15日以内に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙又は高浜市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、これらの選挙と同日に行うことができる。

3 選挙管理委員会は、前2項の規定により投票日を確定したときは、直ちに当該投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

4 前項の規定による告示は、当該投票日の7日前までにこれを行わなければならない。

(投票の方法)

第10条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票については、投票資格者は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

(無効投票)

第11条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(情報の提供)

第12条 選挙管理委員会は、第9条第3項に規定する住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、第9条第2項の規定により他の選挙と同日投票となった場合は、公職選挙法その他の選挙関係法令の規定に抵触する選挙運動又は投票運動は、行ってはならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第14条 住民投票は、一の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示等)

第15条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を

市長及び市議会議長に報告しなければならない。

2 市長は、市民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民請求等の制限期間)

第17条 この条例による住民投票が実施された場合(第14条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第18条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに高浜市公職選挙管理規程(昭和50年高浜市選挙管理委員会規程第1号)の規定の例による。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。